

NR制度の移管とNR・サプリメントアドバイザー統合資格事業についての意見募集に対して寄せられた御意見等について

平成23年12月2日  
独立行政法人国立健康・栄養研究所

番号	主な御意見	独立行政法人国立健康・栄養研究所の考え方
1. NR制度の移管・統合資格について		
(1)	なぜ、単位更新のための研修会の相互活用を行っている健康食品管理士協会ではなく、日本臨床栄養協会を移管先に選定したのか。	NR制度については、平成22年4月に開催された厚生労働省の省内事業仕分けの結果等に基づき、平成23年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の中で「既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関へ移管する。」とされました。さらに、本年3月に厚生労働大臣等から指示された平成23～27年度を期間とする「独立行政法人国立健康・栄養研究所中期目標」（以下「中期目標」といいます。）の中で「栄養情報担当者認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。」とされました。
(2)	類似資格の乱立を解消することが目的であれば、厚生労働省のガイドラインに沿った資格であると認定されているNR、SA、健康食品管理士、食品保健指導士の4資格の統合を目指すべきではないか。	これらにより、当研究所としては、平成27年度までの早い時期にNR制度を第三者機関に移管することになったため、移管先について検討を行い、 ○資格取得者がNRとサプリメントアドバイザー（以下「SA」といいます。）で類似している（栄養士・管理栄養士と薬剤師が主体）。 ○臨床栄養協会のアドバイザーリースタッフ認定・養成の考え方が食事などの基本事項を重視するという当研究所のNR養成や認定の考え方と合致している。
(3)	NRとSAはレベルに差があり、統合して1つの資格とするのではなく、レベルの違う2つの資格とするべきである。	○NRと類似した資格であるSAとの統合により、類似資格が一つになり、資格者の大幅な増加などが図られ、資格者の社会認知度を高めることが可能となる。 ○歴史があり安定した組織である（設立1979年、日本サプリメントアドバイザー認定機構2001年設立。）。
(4)	移管先の決定に際し、NR資格者の意見を聞いていないのではないかと、NR資格者の意見を反映させるため、移管を白紙に戻し、NR資格者等にアンケートを実施すべきではないか。	ことから、一般社団法人日本臨床栄養協会（以下「協会」という。）を移管先として選定しました。さらに、当研究所と協会で検討した結果、事務的負担・コスト増加や類似資格の統一という面も考慮し、NRとSAを統合しNR・サプリメントアドバイザー（以下「統合資格」といいます。）とする方法でNR制度を協会に移管することとしました。
(5)	統合資格の維持のために、日本臨床栄養協会の会員になることが義務付けられていることに納得がいかない。会費が協会の維持費に使用されるのであれば、NR資格がそれに利用されることになる。	なお、今般の「NR制度の移管とNR・サプリメントアドバイザー統合資格事業について」（以下「意見募集文書」といいます。）のとりまとめに当たっては、栄養情報担当者（NR）協会が本年6月に実施されたアンケートの結果（回答いただいた協会の約7割の方が統合資格へ移行するとしている。）も参考にしております。 このような経緯・考え方でNR制度の移管を行うことに対しまして、ご理解をお願い申し上げます。 また、協会の会員になることについてのご意見ですが、NR制度の維持・管理の経費については、当研究所では人件費も国の交付金で賄われていること等からコストは少額で済み、会費等の収入を必要としませんが、協会に移管した際には、そういったものがないので、制度を維持するため会費収入が必要になります。この点についても、ご理解をお願い申し上げます。

番号	主な御意見	独立行政法人国立健康・栄養研究所の考え方
(6)	平成24年7月に有効期限を迎えるNR資格者には、移行と資格更新の選択肢が用意されているが、平成25年7月及び平成26年7月に有効期限を迎えるNR資格者には、移行の選択肢しか用意されていない。平成25年7月及び平成26年7月に有効期限を迎えるNR資格者にも資格更新の機会を与えるべきではないか。	<p>当研究所としては、中期目標等に基づき平成27年度までの早い時期にNR制度を第三者機関に移管することになりましたが、平成24年7月にNRの有効期限を迎える方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年6月には最後の資格認定試験を実施するので、それにより認定された方と同等の対応が必要なこと</li> <li>○平成24年7月に資格更新する場合、NR制度の移管が完了する平成27年7月に有効期限を迎えること</li> <li>○正式な移行の案内については、これから実施するため、周知のための時間が限られていること</li> </ul> <p>から、NR資格の更新を可能とし、併せて統合資格への移行を選択できることとしました。</p> <p>一方、平成25年7月以降にNR資格の有効期限を迎える方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資格を更新した場合、1年や2年の資格付与とはならず、平成28年度以降に亘る有効期間となり、平成27年7月のNR制度の移管完了と矛盾すること</li> <li>○1年以上の周知期間があること</li> </ul> <p>から、平成27年度までの早い時期に制度を移管しなければならない状況も踏まえ、資格更新を実施することは困難であるとの結論になったものです。ご理解をお願い申し上げます。</p>
(7)	NRとSAはレベルに差があり、統合すると同じ資格でレベルに差がある者が混在することとなるため、NRのレベルを下げないよう、一定レベルの確保に取り組むべきである。	<p>統合資格については、意見募集文書のⅡの11のとおり、レベルアッププログラムの展開、新カリキュラムの編成、テキストの編纂、試験問題の作成等を総合的に検討するため、協会・研究所双方のメンバーで構成される新教育企画認定委員会を協会内に設置することとなるので、当研究所からも委員を出し、資格の一定レベルの確保に努めることとしております。</p>
(8)	アドバイザースタッフが活躍できるようにするため、社会的な認知度が高まるように取り組んでほしい。	<p>また、協会と連携しつつ、研究所としても引き続きアドバイザースタッフの社会的な認知度が高まるよう取り組んでまいります。</p>
(9)	<p>政府が一方的に移管を決定したことに納得がいかない。NR資格を取得するために要した費用及び時間並びに今後生じるであろう時間的・金銭的・労的・精神的負担の増加に対する対応を示していただきたい。</p> <p>NR資格者に対し、登録販売者試験の実務経験の優遇措置を講ずるべき。</p>	<p>NR制度の移管については、中期目標等に基づき、平成27年度までの早い時期に第三者機関に移管することになったものであり、国の方針に基づく制度の変更であります。</p> <p>この制度の変更に際しては、国の指摘した「既に資格を有している者の活動や養成講座受講生などの資格取得に支障をきたさない配慮」に留意しつつ、協会と相談を行い、統合資格の更新のための単位取得の負担軽減等に努めておりますが、さらに統合資格のレベルアップ等にも取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。</p>
(10)	NRとSAの両方の資格を持っているが、統合してしまうのであれば一方の資格取得に要した費用が無駄になる。何らかの特典の付与や補償はどうなっているのか。	<p>なお、資格更新のための単位取得については、「3. 単位・資格更新について」の(1)もご参照下さい。</p> <p>また、薬事法に基づく登録販売者試験についてのご意見ですが、医薬品の販売のための制度である登録販売者制度と、日常の食事やこれを補助する健康食品等の食品に対する助言を行うNR制度とは制度の目的・役割が大きく異なると考えております。</p>

番号	主な御意見	独立行政法人国立健康・栄養研究所の考え方
(11)	<p>NR制度の廃止の要因は「独立行政法人が資格認定事業を行うと、民業を圧迫することになること」だと聞いている。移管先も民間団体であり、研究所が移管先を支援すると他の認定事業を行っている民間団体を圧迫することとなるのではないか。</p> <p>また、NRの養成講座を開設していた民間企業は、移管先の教育システムに組み込まれていない。このため、研究所や厚生労働省が民間企業の経営に悪影響が出た場合の責任を問われるのではないか。</p>	<p>当研究所として、協会と連携し統合資格のレベルアップや必要な支援等に努めることは、NR制度の移管に伴う必要な措置です。</p> <p>なお、国のガイドラインに沿ったアドバイザースタッフの資格を運営する他の民間団体の要請があれば、当研究所としても、可能な範囲において支援することとしております。</p> <p>NR制度の移管については、中期目標等に基づき、平成27年度までの早い時期に第三者機関に移管することになったことに伴うものであり、国の方針に基づく制度の変更であります。このため、制度の変更に際して、民間のNR養成講座、さらには養成講座の受講生の方々への影響をできるだけ避けるため、今回のパブリックコメントでは、民間のNR養成講座は平成25年6月末まで養成講座を継続できること、また、平成25年6月末までに養成講座を修了し、NRの受験資格を得た方については、統合資格の第2回の試験までは協会の会員となることなく受験でき、それ以降の統合資格の試験については、協会の会員であれば受験できること等の各種経過措置を示しました。</p> <p>この経過措置について、民間のNR養成講座が平成24年春頃から養成講座を開始するための準備を行っている場合等の影響を考慮するとともに、周知期間をさらに確保するため、経過措置期間を「平成25年6月末まで」から「平成26年6月末まで」と1年間延長することとしました。</p>
<b>2. 移管に関する情報提供について</b>		
(1)	NR資格者へのNR資格の移管に関する情報提供が不十分である。もっと丁寧に説明すべき。	<p>NR制度の移管に関する情報について、NR資格者の方々に対しましては、改めて、速やかに郵送にて情報を提供することとしております。</p> <p>また、来年3月末までの早い時期には、統合資格への移行について、NRの有効期間別にご案内することとしております。</p>
(2)	NR資格取得者が何時までに何をすれば良いのか解りやすく案内してほしい。	
(3)	健康食品管理士や認定サプリメントプロフェッショナルの2資格が無試験でのNR資格者の受入を表明しているが、研究所からの案内がない。統合資格以外にもNRの受け入れ先があることを情報提供すべきではないか。	<p>NR制度については、「1. NR制度の移管・統合資格について」でご説明したとおり、当研究所と協会とで検討した結果、NRとSAを統合し、統合資格とする方法でNR制度を協会に移管することとしました。</p> <p>このため、当研究所としては、NR制度の協会への円滑な移管及び推進が現時点で最重要課題であり、NR資格者の方々に対しましては、移管の情報を適切に提供することとしております。</p> <p>他方、他の受け入れ先については、当研究所として責任を持ってNR資格者の方々に情報を提供することができませんので、ご理解をお願い申し上げます。</p>

番号	主な御意見	独立行政法人国立健康・栄養研究所の考え方
<b>3. 単位・資格更新について</b>		
(1)	資格更新に必要な単位が、3年で12単位から5年で50単位になると、単位取得に必要な経費や労力が倍以上に増えるのではないかと。	<p>統合資格の更新に必要な単位については、意見募集文書のVの3のとおり、基本的にNRの2単位は協会では5単位に相当します。</p> <p>単位取得のための研修・セミナーの開催実績をみますと、当研究所では、180分の講義時間で4単位を付与しており、協会では220分の講義時間で10単位を付与しております。このように、統合資格の単位を毎年10単位（NRの4単位に相当）ずつ取得され、5年間で50単位取得されるのであれば、統合資格もNR資格と同様の労力であり、ご意見のように単位取得に要する労力が倍になることはありません。</p> <p>単位取得の経費については、当研究所は人件費も国の交付金で賄われていること等からコストは少額で済みますが、協会に移管した際には、制度を維持するためのコストが増加するため、経費が増えると思われます。経費については、できるだけ少なくなるよう協会とも相談いたします。</p>
(2)	健康食品管理士認定協会が開催する資格更新のための研修会を受講すれば、NRの資格更新の単位として認められていたが、既に当該研修会で取得した単位も統合資格更新のための単位として認められるのか。また、今後も当該研修会の受講による単位認定は継続されるのか。	平成24年度以降の研修・セミナーについては、意見募集文書のIIの11のとおり、今後、協会に設置される新教育企画認定委員会において、統合資格の有資格者に対する単位取得のための研修会、セミナーの開催を含めたレベルアッププログラムの展開、新カリキュラムの編成、テキストの編纂、試験問題の作成等を総合的に検討することとしております。また、意見募集文書のVIのとおり、平成24年度における資格更新に必要な研修会、セミナーの開催方針については平成23年度中にとりまとめ、公表することとしております。
(3)	資格の更新にレポート提出が必須になるが、提出したレポートの内容を統合資格事業に反映するとともに、提出されたレポートを閲覧できる仕組みを構築して欲しい。	ご意見をいただきました、健康食品管理士認定協会が開催する資格更新のための研修会受講による単位取得の平成24年度からの取り扱い、資格更新のために提出されたレポートの活用、資格更新のための単位を付与した研修会などにおける受講を証明する書類の配付、地方都市でのレベルアップセミナー開催、やむを得ない事情により一度資格を失った場合の再認定の在り方などにつきましても、新教育企画認定委員会において検討してまいります。
(4)	更新について、病気などやむを得ない事情により単位が取得できず一度資格を失っても、指定の研修を受ければ再認定されるような制度についても検討してほしい。	なお、NR資格者が、平成23年度末までに健康食品管理士認定協会の研修を受講したことにより取得した単位については、統合資格更新のための単位と認められます。基本的にNR研修会での単位と同様に、この2単位は協会では5単位読み替えの上登録することとしております。
(5)	単位取得の証明を容易にするため、資格更新のための単位を付与した研修会などで、受講を証明する書類の配付などが行われるよう検討してほしい。	
(6)	地方の在住者でも単位取得が容易になるよう、地方都市でのレベルアップセミナー開催を実施してほしい。	

番号	主な御意見	独立行政法人国立健康・栄養研究所の考え方
(7)	資格更新の際にレポートの提出が義務づけられているが、NRはSAと同様に扱われ、レポートの提出は不要と考える。レポートの提出を取りやめてほしい。	<p>資格更新の際のレポートは、資格取得者の方々にアドバイザースタッフの現状を認識していただくとともに、現場で活躍されている方々が抱えておられる課題を協会として把握し、今後の統合資格の運営に役立てるものがあります。</p> <p>このため、元NR、元SAの区分なく、統合資格を更新される方全てに提出を求めるものであり、ご理解をお願い申し上げます。</p>